



第 5 部  
資料

【あ行】

**アスベスト**

石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いため、様々な工業製品で使用されてきた。発がん性が問題となり、現在は製造・使用等が禁止されている。

**悪臭防止法**

1971年法律第91号。工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

**いおう酸化物 (SOx)**

一酸化いおう (SO)、二酸化いおう (SO<sub>2</sub>) (いわゆる亜硫酸ガス) 等の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する。

**一酸化炭素 (CO)**

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

**一般廃棄物**

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分別される。また「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分別される。

**ウォームビス**

暖房時の室温を 20℃でも、ちょっとした工夫により「暖かく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のライフスタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。

**エコツーリズム**

観光旅行者が、動植物の生息地や生育地等の自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗習慣や伝統的な生活文化等、知識を有するガイド等から案内を受けることにより、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光の在り方。

**オゾン層**

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10~50 km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

**オゾンホール**

南極域等の上空でオゾンの量が大きく減少した領域。南極域上空では、冬から春にかけて極めて低温な状態となり、極域成層圏雲と呼ばれる雲が生じる。

**オフセット・クレジット制度 (J-VER 制度)**

国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット認証運営委員会が、排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる市場流通可能なクレジットとして認証する制度。

**温室効果ガス (GHG)**

Green House Gas。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>) の 7 種類を定めている。

**【か行】****カーボン・オフセット**

日常生活や経済活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をまずできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動（削減・吸収量）により埋め合わせようという考え方。

**カーボンニュートラル**

カーボン・オフセットを更に深化させ、事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出総量の全部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）すること。

**外来種**

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

**化学的酸素要求量（COD）**

Chemical Oxygen Demand。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

**拡大生産者責任（EPR）**

Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

**家電リサイクル法**

1998年法律第97号。特定家庭用機器再商品化法。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫に

ついて、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

**環境影響評価**

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。

**環境カウンセラー**

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

**環境基準**

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

**環境基本計画**

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。1994年に第1次計画、2000年に第2次計画、2006年に第3次計画、2012年に第4次計画、2018年に第5次計画が閣議決定された。

**環境教育**

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

**環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律**

2003年法律第130号。持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自

発的な取組を促進することを目的としている。2011年6月に改正し、法律名称を変更（旧名称：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）したほか、環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等を行った。

### 環境の日・環境月間

環境基本法において、6月5日を「環境の日」と定めている。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連において、6月5日を「世界環境デー」として制定したことに由来する。また、6月を「環境月間」として、毎年、環境省や関係省庁、地方公共団体、事業者等により各地で様々な環境に関する行事等が行われている。

### 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業者内の体制、手続等の仕組み。

### カンクン合意

メキシコのカンクンで開催されたCOP16で採択された一連の国際的な合意。2020年に向けた対応として先進国の温室効果ガスの削減目標や途上国の削減行動等が気候変動枠組条約の下で合意された。

### 気候変動に関する国際連合枠組条約

一般的に「気候変動枠組条約」と呼ばれる。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため1992年5月に採択され、1994年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

Intergovernmental Panel on Climate Change。1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

### 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds。インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

### 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効。

### クールビズ

冷房時の室温28℃でも、「涼しく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のライフスタイルの愛称。TPOに合わせた各自の判断による軽装等と呼び掛ける。

### グリーン経済

環境問題に伴うリスクと生態系の損失を軽減しながら、人間の生活の質を改善し社会の不平等を解消するための経済のあり方。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

### グリーンニューディール基金

地球温暖化問題等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取り組みが不可欠であることから、地域の温暖化対策等が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行うもの。

### グローバル・アクション・プログラム (GAP)

Global Action Program on ESD (ESDに関するグローバル・アクション・プログラム)。「国連ESDの10年」から先、すなわち2015年以降のESDの推進方策であり、「政策的支援」、「機関包括型アプローチ」、「教育者」、「ユース(若者)」及び「地域コミュニティ」の5つの優先行動分野が示されている。

### 光化学オキシダント (Ox)

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

### 小型家電リサイクル法

2012年法律第57号。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

### 国際標準化機構 (ISO)

International Organization for Standardization。国際的な非政府組織(民間機関)であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。例

えば、環境マネジメントシステムの規格であるISO14001を発行している。

### 国連環境開発会議

別称：地球サミット。1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のために具体的な方策が話し合われた。

### 国連持続可能な開発のための教育の10年

2005年1月からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコにその国際実施計画を作成するよう要請し、各国政府がその実施のための措置を国内の教育戦略及び行動計画に盛り込むよう呼びかけた第57回国連総会決議に基づく取り組み。2005年9月にユネスコ執行委員会において国際実施計画が承認され、日本では、同年12月、関係省庁連絡会議を内閣官房の下に設置し、各方面から寄せられた意見等にも十分に配慮しつつ検討を進め、2006年3月、関係省庁連絡会議において、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を定めた。

### COP

Conference of the Parties (条約の締約国会議)。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。

### ごみ固形化燃料 (RDF)

Refuse Derived Fuel。生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したもの。輸送や長期保管が可能で、石炭混焼やセメント焼成にも利用できる。原料が廃棄物であるため、RDFの製造は現行法で一般廃棄物の中間処理方法の一つとみなされ、市町村が事業主体となって焼却処理されている。

## ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

### 【さ行】

#### 最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

#### 再使用（リユース）

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。具体的には、ユーザーから回収された使用済機器等をそのまま、若しくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

#### 再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

#### 再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再び利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

#### 里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、様々な人間の働き掛けを通して環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される。

#### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。多量に排出され、又は廃棄物の性状に照らし、市町村では円滑な処理が困難であり、廃棄物処理法の排出事業者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

#### 酸性雨

二酸化硫黄、NO<sub>x</sub> 等の大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってくる（沈着）。それには 2 種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪等の形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれる。）であり、他の一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれる。）である。当初は専ら酸性の強い（pH の低い）雨のことにのみ関心が寄せられていた。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとして捉えられている（したがって、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用される）。

### CO<sub>2</sub>排出係数

活動量（生産量、使用量、焼却量等）あたりのCO<sub>2</sub>排出量。電力においては、電気1kWhを発電する際に発生するCO<sub>2</sub>排出量となる。この値が高ければ高いほど、1単位当たりの活動量に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量が多いこととなる。

### 自然環境保全法

1972年法律第85号。自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的とする法律。自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、優れた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保全することなどを規定している。

### 持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発の3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016年以降2030年までの国際目標。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

### 循環型社会形成推進基本法

2000年法律第110号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

### 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

### 振動規制法

1976年法律第64号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める事などにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

### 水質汚濁防止法

1970年法律第138号。公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。

### 3R

リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

### 生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のこと。食料、水、木材、繊維、燃料等の「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化等の「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成等の「基盤サービス」等がある。

### 生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然との触れ合いの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。



## 生物多様性基本法

2008 年法律第 58 号。生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

## 生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。1992 年に採択され、1993 年 12 月に発効した。日本は 1993 年 5 月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

1992 年法律第 75 号。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

## ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取り組みが進んでいる。

## 騒音規制法

1968 年法律第 98 号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

## 【た行】

### ダイオキシン類対策特別措置法

1999 年法律第 105 号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

### 大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）

NOx や SPM 等の大気環境データをリアルタイムで収集・配信する環境システム。

### 大気汚染防止法

1968 年法律第 97 号。工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物（VOC）及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

### 多自然川づくり

河川が本来有する生きものの良好な生息・生育環境に配慮し、更に美しい自然景観を創出するため、試験的に実施されていた「多自然型川づくり」事業を、「型」にはまらず普遍的な川づくりの姿へと展開したもの。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。2016 年 5 月に閣議決定され、2030 年度に 2013 年度比 26%削減



減するという中期目標の達成に向けた道筋を明らかにするとともに、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けた。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

1998年法律第117号。地球温暖化対策計画を策定や、地域協議会の設置等の国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めた地球温暖化対策を推進するための法律。

#### 地中熱ヒートポンプシステム

地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、ヒートポンプを活用し、空調や給湯用のエネルギーとして利用するシステム。

#### 窒素酸化物（NOx）

燃料を高温で燃やすことで、燃料中や空気中の窒素と酸素が結びついて発生する。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様。

#### 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。また、同法第20条の3第3項に基づき、都道府県並びに政令市、中核市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

#### 中間処理

廃棄物の焼却、脱水、破碎、選別等により、廃棄物の減容化等、生活環境保全上の支障がないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

#### 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

2004年法律第78号。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等及び野外への放出等を規制し、防除等を行うことを定めた法律。

#### 土壌汚染対策法

2002年法律第53号。土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。2009年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付け等が規定された。

#### 富山物質循環フレームワーク

2016年5月に開催されたG7富山環境大臣会合において、資源効率性・3Rに関するG7の新たな枠組みとして採択された。G7共通のビジョンとして、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体にわたって効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが示された。

#### 【な行】

##### ナショナル・トラスト活動

寄附を募って土地や建造物等を取得し、所有者と保全契約を結んで開発を防ぐなどの方法により国民自らが自然環境や歴史的価値を有する文化遺産等の景観を保全、管理し、それらの財産を広く一般に公開する市民運動。この活動は19世紀末の英国で始まり、現在、日本各地でも広く行われている。

##### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

## 二酸化炭素回収・貯蔵（CCS）

Carbon dioxide Capture and Storage。化石燃料等の燃焼で発生するCO<sub>2</sub>を分離・回収し、地質が持つ炭素貯留能力等を活用し、大気からCO<sub>2</sub>を隔離する技術。

## 熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電を始め、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用する。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後も熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

## 燃料電池自動車

水素と酸素の反応により電気を発生させる燃料電池を搭載し、燃料電池からの電気でモーターを回転させて走る自動車。

### 【は行】

## バイオエタノール

植物等のバイオマスを原料として製造される燃料。燃焼しても大気中のCO<sub>2</sub>を増加させないカーボンニュートラルの特性を持つ。ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>の排出を減少させる効果を有する。

## バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥等がある。主な活用方法として、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼し発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化等のエネルギー利用等もある。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1970年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、

処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

## ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質（PM）のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

## 発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

## パリ協定

2015年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された。全ての国に適用される2020年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組み。長期目標として2°C目標の設定、全ての国が温室効果ガス削減目標を5年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定している。

## ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

### ヒートポンプ

気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理（ボイル・シャルルの法則）を利用し、大気中、地中等と熱をやり取りする装置。

### 浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

### HEMS

Home Energy Management System（家庭用のエネルギー管理システム）。電気やガス等のエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげる。HEMSでは、家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリー等の蓄電をすることで細かな電力管理を行う。

### ポリ塩化ビフェニル（PCB）

1929年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、電気絶縁性を利用して絶縁油、感圧複写紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。しかし、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、2001年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で2016年までに処理を終えることとしていた。しかし、同法の施行後に微量のPCBに汚染された電気機器が国内に多く存在することが判明したことや、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により当初予定していた2016年3月までの事業の完了が困難な状況になったことを踏まえ、2012年12月に同法の施行令が改正され、PCB廃棄物の処理期限は2026年度末日に改められた。

### 【ま行】

#### 水循環基本法

2014年法律第16号。国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする法律。

#### 緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのツル性植物で建築物の壁面緑化を行うもので、日射を遮ることで室内の温度を低減し、また、植物の蒸散効果により、日射による熱を吸収するため、室内のみならず都市の気温低減にも寄与する。

### 【や行】

#### 有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

#### 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

1995年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

#### 溶存酸素量（DO）

Dissolved Oxygen。水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境。

## 【ら行】

### ライフサイクルアセスメント（LCA）

Life Cycle Assessment。原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでの製品の一生涯（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

### レッドデータブック（環境省）

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

### レッドリスト（環境省）

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。